

第 19 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 28 年 1 月 28 日（木）午後 3 時 30 分から午後 4 時 40 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員（25 名）

会長	26 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25 番	田邊	忠幸
委員	1 番	石川	雅洋
	2 番	加藤	宏
	3 番	大野	和也
	4 番	高橋	秀樹
	5 番	井田	留吉
	6 番	中島	孝
	7 番	大道	健實
	8 番	齊藤	一男
	9 番	小原喜久雄	
	10 番	渡邊ひろ子	
	11 番	菅野	能稔
	12 番	鬼頭	良市
	13 番	白木	孝和
	14 番	深松	俊英
	15 番	宗廣	武夫
	16 番	国枝	隆幸
	17 番	千葉	茂喜
	18 番	森	勤子
	19 番	鯖戸	英明
	20 番	尾藤	欣二
	21 番	大澤	慶博
	22 番	高野	英一
	23 番	前川	厚司

4 欠席委員（1 名）

24 番 香西 浩志

5 議事日程

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第 1 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

第 2 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について

第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5号 現況証明について

協議

- 第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱並びに幕別町農業委員会委員定数について

- | | | |
|---|------------|-------|
| 6 | 事務局長 | 高橋 宏邦 |
| | 忠類支局長 | 天羽 徹 |
| | 農地振興係長 | 鯨岡 健 |
| | 忠類支局農地振興係長 | 伊藤 憲彦 |
| | 農地振興係主事 | 南 敦朗 |
| | 農地振興係主事補 | 折笠 亜衣 |

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第19回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に、12番鬼頭委員、13番白木委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>次に諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、24番香西委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。</p>
議長	<p>次に報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号1番から13番を説明いたします。</p>
事務局	<p>報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書1ページから3ページの13件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号1番から13番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号1番から13番については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第2号1番から2番の説明をいたします。</p>

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は議案書4ページ、5ページの今月20日と21日に町公社が利用調整を行った2件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。</p> <p>報告第2号1番から2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第2号1番から2番については報告のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第1号1番、2番について事務局から説明いたします。</p> <p>【議案第1号1番から2番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の案件は報告第2号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った案件の2件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づき要請をするものであります。よろしくご審議の程お願いいたします。</p> <p>議案第1号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p> <p>異議なしとします。よって議案第1号1番、2番は原案のとおり可決されました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第2号1番、2番について事務局から説明をいたします。</p> <p>【議案第2号1番、番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考え</p>

ます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

12 番 12 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番、2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 1 番、2 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 3 番、4 番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 2 号 3 番、4 番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書 2 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18 番 18 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 3 番、4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 3 番、4 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号5番、6番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号5番、6番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書3ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番

20番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号5番、6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号5番、6番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号7番から8番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号7番から8番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書4ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。これらの案件は経営移譲に伴う借換であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号7番から8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号7番から8番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号9番から12番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号9番から12番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書5ページから6ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番 8番説明いたします。これらの案件は経営移譲に伴う借換であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号9番から12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号9番から12番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号13番、14番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号13番、14番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書7ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。これらの案件は経営移譲に伴う借換であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号13番、14番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号13番、14番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号15番から18番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号15番から18番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書8ページ、9ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。これらの案件は今年21日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号15番から18番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号15番から18番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号19番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号19番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書10ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12 番 12 番説明いたします。この案件は昨年 10 月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 19 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 19 番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第 2 号 20 番につきましては、菅野委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第 2 号 20 番について事務局から説明をいたします。

(11 番 菅野委員退席)

事務局 **【議案第 2 号 20 番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書 10 ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9 番 9 番説明いたします。この案件は昨年 10 月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 20 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 20 番は原案のとおり可決されました。
(11 番 菅野委員着席)

議長 次の議案第2号21番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第2号21番について事務局から説明をいたします。

(10番 渡邊委員退席)

事務局 【議案第2号21番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書11ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は昨年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思っております。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号21番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号21番は原案のとおり可決されました。
(10番 渡邊委員着席)

議長 次に議案第2号22番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号22番について議案書をもとに朗読】

この案件は北海道農業公社が一時貸付を行っておりますが、後継者への経営移譲に伴い借受け予定者の変更をするものであります。なお、計画要請の内容は別添調査書11ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。この案件は北海道農業公社から借受けしている農地の利用権を後継者に移転するものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思っております。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号22番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号22番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号23番、24番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号23番、24番について議案書をもとに朗読】

この案件は北海道農業公社が一時貸付を行っておりますが、後継者への経営移譲に伴い借受け予定者の変更をするものであります。なお、計画要請の内容は別添調査書12ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番

8番説明いたします。この案件は北海道農業公社から借受けしている農地の利用権を後継者に移転するものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号23番、24番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号23番、24番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号25番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号25番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書13ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要

件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2 番 2 番説明いたします。この案件は毎月 21 日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 25 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 25 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 26 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 26 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 13 ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20 番 20 番説明いたします。この案件は先日買入要請を行ったものであります。譲受人は農地保有合理化法人のため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 26 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 26 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とい

たします。議案第3号1番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号1番について議案書をもとに朗読】

この案件はお手元に配布しております別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番

13番説明いたします。この案件は今日22日に、石川委員、大野委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長

本件は、農地部会からの報告もございまして、よろしく願いいたします。

7番

農地部会からご報告申し上げます。今日15日に新規法人による農地の賃貸であるため、農地部会を開催し事業計画等内容の確認をいたしました。申請者は意欲的であり、農業生産法人の要件及び許可要件を満たしていることから、特に問題はないので協議を終えておりましたので、ご報告申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第3号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添農地法第3条調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番

7番説明いたします。この案件は今日22日に、石川委員、大野委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第3号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号3番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添農地法第3条調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。この案件は今年22日に、石川委員、大野委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第3号3番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号4番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号4番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添農地法第3条調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2 番	2 番説明いたします。この案件は後継者への所有農地の生前一括贈与でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 4 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 4 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画の変更について」を議題といたします。次の議案第 4 号 1 番につきましては、小原委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第 4 号 1 番について事務局から説明をいたします。 (9 番 小原委員退席)
事務局	【議案第 4 号 1 番について議案書をもとに朗読】
事務局	本件は牛舎の建設を目的に平成 27 年 7 月第 13 回総会において審議され、平成 27 年 8 月第 14 回総会で許可をしたものでございます。当初の事業計画においては工事期間を平成 28 年 3 月 31 日までとしておりましたが、機械設備等に改善すべき点が判明し予定期間内の事業完了が見込めなくなったことから今回平成 28 年 12 月 31 日まで事業期間を延長する内容での事業計画変更書の申請に至ったものであります。以上で議案の朗読と説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 (9 番 小原委員着席)
議長	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 4 号 1 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第5号「現況証明について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】**

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。これらの案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月22日に石川委員、大野委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第5号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第5号2番について議案書をもとに朗読】**

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月22日に石川委員、大野委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第5号2番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第6号「農地の賃借料情報について」を議題といたします。議案第6号を事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第6号について議案書をもとに朗読】
事務局	<p>農地の賃借料情報につきましては、農地法第52条の規定に農業委員会は農地の農業上の利用等の増進に資するため、借賃等の情報提供を行うことと定められており、平均額の2倍を超える賃貸借については指導することとなっております。今回、ご審議いただく内容といたしましては、普通畑と牧草畑の賃借料でございます。記載にあります賃借料の金額は、平成27年1月から12月までに農地法第3条の規定による賃貸借の許可28件と農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画の賃借権107件の合計135件を基にデータを作成しております。詳細でございますが、平均額のみ説明させていただきます。最初に普通畑です。幕別地区低台の平均額は、10,800円で対前年より1,600円の増となっております。幕別地区高台の平均額は、7,900円で対前年より500円の増となっております。忠類地区の平均額は、4,400円で対前年より400円の増となっております。次に牧草畑でございます。幕別地区低台は平成24年以降該当データがありませんでしたので、平成23の賃借料の金額をそのまま移行しております。幕別地区高台の平均額は、4,100円で対前年より500円の減となっております。忠類地区の平均額は、3,300円で対前年より400円の増となっております。また、農地の賃借料情報の提供の方法といたしましては、農業委員会だより、町ホームページ等により広く周知を図ってまいります。</p> <p>以上、朗読と内容の説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか、</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号について記載のとおり決定し、委員会だより、町ホームページ、広報により賃貸料情報の提供を行うことに異議ございませんか、</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	異議なしとします。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第7号「農地法第3条に規定する下限面積の設定について」を議題といたします。議案第7号について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第7号について議案書をもとに朗読】
事務局	農地法第3条に規定する下限面積の設定については、農林水産省経営局長

通達の農業委員会の適正な事務実施に、下限面積の周知及び公表が定められ、農業委員会は毎年、下限面積について設定又は修正の必要性について審議することとなっております。下限面積2 ha以下で面積を設定した場合は、別段面積となり、農地法施行規則第17条に2つの別段面積の基準が定められております。一つ目の第1項の基準といたしましては「農業委員会が定めようとする別段面積は、2 ha未満の農地又は採草放牧地を耕作している者の数が、総数のおおむね40%を下らないように算定されること」となっておりまして、2010年版の農林業センサスではありますが、総数632戸のうち2 ha以上が584戸、2 ha未満が48戸で、2 ha未満割合は7.6%の状況にあります。二つ目の第17条第2項の基準といたしましては「設定区域及びその周辺地域における農地の保有及び利用の現況、将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積」となっております。また、「草花等の栽培による集約的農業経営」は、下限面積の適用除外にもなっており、本町の農業経営の状況から勘案しても下限面積の変更の必要性は生じていないと判断しております。事務局といたしましては、ただ今説明いたしました二つの基準に該当していないことから、下限面積は農地法第3条第2項第5号の2 haの規定どおりと考えております。

以上、朗読と内容の説明をさせていただきましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか、

(質疑なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号について下限面積は農地法第3条第2項第5号に規定されている2 ha とすることに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長

次に協議第1号「農地利用最適化推進委員の委嘱並びに幕別町農業委員会委員定数について」を議題といたします。事務局から説明いたします。

事務局

【協議第1号について、議案書をもとに朗読】

本案件につきましては、農政部会において農地利用最適化推進委員の委嘱並びに幕別町農業委員会委員定数について協議・検討を行うことを付託することについて、協議をお願いするものです。検討したいただく内容は、農業委員選任までのスケジュール、農地利用最適化推進委員の委嘱、農業委員会委員定数選任規程・委員候補者評価委員会規程・内規等の4項目です。今後、農政部会で検討した内容を農業委員会総会において全委員にて協議していただき、条例改正案等をまとめ総会において議決後、町に改正議案を提出し議会定例会において条例制定という予定であります。なお、農政部会には忠類地区の委員が在籍していないことから、忠類地区より齊藤委員、小原委員に参加いただき協

議検討を進めていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わりますのでご協議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長

提案理由の説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。協議第1号について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって協議第1号は原案のとおり可決されました。

議長

議案は以上であります。

これをもちまして、第19回農業委員会総会を閉会いたします。

事務局

ご起立願います。ご苦労様でした。